

議案第 50 号

市川市行政組織条例の一部改正について

市川市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 18 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市行政組織条例の一部を改正する条例

市川市行政組織条例（昭和 49 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表企画部の項第 5 号を次のように改める。

(5) 国際交流及び国際連携に関する事項

第 2 条の表財政部の項の次に次のように加える。

情報政策部

(1) 情報政策の総合的な推進に関する事項

(2) 情報システムの管理に関する事項

第 2 条の表文化スポーツ部の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同表中「環境部

(1) 環境の保全及び創造に関する事項

「環境部

(2) 生物多様性の保全及び再生に関する事項

を

(1) 低炭素社会、循

清掃部

(2) 環境の保全及び

(1) 循環型社会の形成に関する事項

(3) 清掃に関する事

(2) 清掃に関する事項

」

環型社会及び自然共生社会の構築に関する事項  
創造に関する事項  
項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。  
(市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正)
- 2 市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例(平成5年条例第13号)の一部を次のように改正する。  
第10条第3項中「清掃部」を「環境部」に改める。

## 理 由

情報政策を総合的に推進するとともに、低炭素社会、循環型社会等の構築に向けて環境行政と清掃行政を一体的に推進するほか、効率的かつ機能的な行政体制を整備するため、行政組織を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。